

鈴鹿市文化財保存活用地域計画（案）に対する意見公募手続の結果一覧

- 募集期間 令和6年4月 22 日(月)から令和6年5月 22 日(木)まで
- 提出者 5 人
- 意見数 32 件

意見 No.	該当 頁	意見・情報等	修正等 対応の 有無	考え方（案）
1	全般	「鈴鹿市は文化不毛の都市」とよく聞かすが、今一度行政トップの意識が変わり、鈴鹿市の文化財行政の抜本的改革に早急に着手することに期待したい。	無	御意見は本計画の内容に係るものではないため、御意見として承ります。
2	全般	概ね賛同できるが、実行のための具体策に欠ける点もある。	無	具体策については、第7章の取組の中で進めてまいります。
3	32	近隣の市と比べて鈴鹿市の市指定文化財の件数が極端に少ない。 最大の問題点は市の文化財行政システムの不備、市のトップ・関係職員の文化財に対する認識不足ではないか。	無	御意見は本計画の内容に係るものではないため、御意見として承ります。
4	39	戦争遺跡の文化財指定は全国的な流れであるが、三重県や鈴鹿市は戦争遺跡指定に後進的な自治体の一つであり、「戦争遺跡は歴史が浅く文化財ではない」とする前時代的な思考から早く脱却する必要がある。早急に指定すべき文化財を以下に挙げる。	無	戦争遺跡という正式な名称は存在せず、文化庁が示す近代遺跡の中の「政治の分野・軍事にあたるもの」がいわゆる戦争遺跡として認識されているようです。5つのものが近代遺跡として如何かとの御意見ですが、指定については、本計画でなく、文化財調査会の意見により決定してまいりますので、

		①鈴鹿市市制発足に係る関係文書一括 ②旧北伊勢陸軍飛行場掩体(鈴鹿市三畑町) ③鈴鹿海軍工廠山の手発射場着弾場 ④鈴鹿海軍航空隊正門及び番兵棟 ⑤鈴鹿海軍工廠正門銘板		御意見として承ります。 なお、②については、国の登録有形文化財となっております。
5	47	鈴鹿郡の歴史文化に鈴鹿山麓沿いの「巡見街道」が記載されていない。	無	御意見として承ります。 なお、御意見の箇所ではありませんが、40 ページに巡見街道に触れた箇所があります。
6	44～ 46	鈴鹿市は、軍事施設をスムーズに造るため、大合併して誕生した全国初の市であり、軍事施設が戦後の工業、発展の基礎となり、歴史や文化の異なる3つの市街地があるということをきちんと記す必要がある。	無	26 ページ、27 ページ、46 ページに、鈴鹿市の成立や軍事施設の平和産業への転換について記載しています。
7	47～ 49	鈴鹿市には総合博物館ではなく、特色を活かした文化財普及活動の重要な拠点として、鈴鹿市考古博物館、大黒屋光太夫記念館、佐佐木信綱記念館等が整備されたが、定期的な企画展を行っているのは一部の施設のみである。考古博物館を基幹とした各資料館とのネットワークが機能していない。	無	考古博物館と資料館等の有機的な連携は、課題と認識しておりますので、本計画の修正等ではなく、文化財課の業務として取り組みます。
8	55～	文化財群の5番目として「市誕生の原点～いまも残る軍施設」を入れる。「市の特徴」と合わせて欠かせない関連文化財群だと思ふ。	無	意見No.8～11 関連文化財群の設定について、鈴鹿市文化財保存活用地域計画協議会からの意見もいただきながら進めておりますので、御意見として承ります。
9	55～	関連文化財群の設定について、鈴鹿市の状況から、いわゆる旧陸海軍による「戦争遺跡」を加えるべきと思ふ。非核平和都市宣言、人権尊重都市宣言を標榜する本市において、市の成立の経過を跡づける遺跡として、保存と活用をすべき。	無	

10	55～	戦争遺跡の保存も史跡指定を見据えて関連文化財群の項目を見直していただきたい。あわせて、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、公文書館設置と戦争関連資料の展示を願う。	無	
11	55～	関連文化財群の設定について、鈴鹿市の状況から、いわゆる旧陸海軍による「戦争遺跡」を加えるべきと思う。非核平和都市宣言、人権尊重都市宣言を標榜する本市において、市の成立の経過を跡づける遺跡として、保存と活用をすべき。	無	
12	59～	核になる文化財 概要 国の華・伊勢国分寺の写真項目(構成文化財等)に次の文化財を追加してはどうか。 ①光福寺所有の扁額2点 ※本多忠■・忠升の書 ②光福寺所有の「伊勢国分寺陳迹碑記」の碑(国分町) ③王城桜(国分町)※伝聖武天皇お手植え桜、東海道宿村大概帳にも載る ④菅原神社(国分町)梅園 ⑤寺田山1号墳(高岡町)	無	構成文化財については、指定文化財、登録文化財は掲載していますが、未指定のものについては、様々な御意見があるため、現状のままとさせていただきます。 なお、⑤については、古墳群を一括として掲載しており、掲載済です。
13	59～	点在する文化財を点から線への利活用計画や、それに併せた散策コースの設定も必要	無	「点在する文化財を点から線への利活用計画や、それに併せた散策コースの設定も必要」については、96ページの第7章の取組の中で取り組んでまいります。
14	84～ 95	考古博物館の常設展示は一度も展示替えが行われていないため、専門人材の確保とあわせて展示室のリニューアルが課題である。考古博物館の役割と方向性への議論が大切である。	無	考古博物館の常設展示について、資料の増加等に伴い、一部追加や展示物の入れ替えなども行っています。展示室のリニューアル等については、御意見として承ります。

15	86～ 95	鈴鹿市の市制発足に関わる資料について、大半が廃棄あるいは所在不明となっているが、鈴鹿市や鈴鹿市の文化財行政の怠慢である。一般文化財行政は市長部局に、文化財保護行政は教育委員会部局にそれぞれ分離すべきである。	無	組織に関することであり、本計画の内容に係るものではないため、御意見として承ります。
16	86～ 95	学校現場における文化財保護に関する周知・普及活動は、催し物のお知らせ程度である。「教室に伺います」という積極的な体制ができているか検証が必要である。	無	97 ページのとおり、学校教育における学習機会の充実に向けて取り組むべきとしています。
17	86～ 95	埋蔵文化財について、調査・保護対象が中世以前である、近世以降を調査対象や保護対象としないことは大きな問題である。	無	遺跡調査については、文化庁の指導・方針を踏まえながら時世に応じた判断を考察してまいります。
18	86～ 96	幅広い計画だが、実行するための財源・人材の確保は可能か。 87 ページに文化財を地域共有の宝とし、まちおこしなどに活用とあるが、取組には大変な財源と人材・組織体制が必要であり、行政側の財源確保や補助金等の支援策は必要。その他民間資金等による財源確保に努めますでは不足である。	無	さまざまな取組を実行する上、財源や人材の確保は必要です。補助金等の支援については、支援制度の中で有効に活用できるよう、情報発信や運用をいたします。
19	93、 98	未指定文化財の調査は大変であり、市の具体策を計画に明記すべき。 未指定文化財の継続調査をどのようにするのか。市からの一方的な調査のみでは無理がある。所有者が趣旨を理解し、主体的に写真等を提出するよう市は依頼すべき。そのため、必要経費について適正な補助金交付が必要である。	無	未指定文化財の調査について、所有者からの申請・申し出による場合、資料の提出等必要な協力をお願いしており、それに伴う補助等は実施していません。また、市側から依頼する調査においても、同様であり、丁寧な説明を行ってまいります。

20	94～	埋蔵文化財調査について、資料の蓄積も進んできており、資料についても多面的な調査・分析によって再評価を加えていく時期が来ている。埋蔵文化財の収蔵施設の確保や整理についても、重要な項目と思う。	無	埋蔵文化財の収蔵施設の確保については、認識しており、鈴鹿市公共施設等総合管理計画等の考え方(保有量の適正化など)もあるため、御意見として承ります。
21	96～	「つなぐ」ための取組項目に「戦争遺跡の調査・把握」を入れる。 「おこす」ための取組に、「戦争遺跡ツーリズム」を入れる。 石薬師の陸軍第一気象連帯射撃場を「平和公園」として整備する。 戦争資料を収集展示する「平和資料室」を新設する。	無	意見No.21、22 戦争遺跡については、意見No.4 のとおりです。 取組についても、御意見として承ります。 なお、公園や資料室、鈴鹿市平和博物館等の建設については、鈴鹿市公共施設等総合管理計画等の考え方もあるため、御意見として承ります。
22	96～ 100	市民の多くは鈴鹿市が戦時中にできた市であり、戦後その跡地に工場や商業施設ができたことを知らない。戦後 80 年の経過で資料の散逸等が進行しており、早急な対応が求められるが、その解決策として「鈴鹿市市制資料館」、「鈴鹿市平和博物館」の建設を提案したい。財政的負担は承知しているが、民間や企業の資金や場所の活用など手段を探索することが大事である。	無	
23	96～ 100	「まなぶ」活用について、他市等の条例には公開について、出品勧告や費用負担等が記載されているが、この計画には具体策がない。所有者側は不安になり、出品協力が得にくい。また、「おこす」取組みでも安全対策で不安を感じる。地域別の未指定文化財リストを地域に提供するにも、少し無理があり、再検討は必要。	無	文化財の活用について、所有者の意向を最大限尊重します。また、未指定の文化財の地域への提供については、100 ページの取組の中で留意してまいります。

24	97	「文化財と地域づくり」が他市の地域計画においても重点項目となっている。すずか遺産(鈴鹿市地域遺産認定制度)は良いアイデアだが、地域のモノ(文化財)と人をつなぐ文化財ガイドとして『(仮称)文化財の伝道師』制度が必要。「人づくり」の養成が急務である。	無	意見No.24～26 (仮称)すずか遺産については、その範囲を含め、今後検討することとしています。
25	97	(仮称)すずか遺産(鈴鹿地域遺産認定制度)と未指定文化財リストは別物か、同様な気がする。	無	
26	97	(仮称)すずか遺産(鈴鹿地域遺産認定制度)の新設は、具体的な認定への過程が述べられていないが、文化財の保存と活用に有効な手法だと思う。これについて「町づくり協議会」との何らかの対応を模索できないか。 例として「夢ある稲生町づくり協議会」のホームページは羨ましく思う。	無	
27	98	未指定文化財リストの管理・拡充はどのようにするのか。 鈴鹿市文化財調査会の判断を経て追加掲載し、所有者に通知すべき。 リスト掲載には盗難等の予防・安全対策が必要。	無	未指定文化財リストについて、各地域との情報共有は行いますが、防犯等の関係から原則、非公開といたします。
28	98	未指定文化財についても指定文化財と同様に保存対策を講じるべき。所有者による保存計画の作成と、保存のための諸経費への適正な補助金など行政支援が必要。	無	未指定文化財については、所有者や地域による保存を想定しており、現状行政支援は考えておりません。
29	98	盗難防止策や安全対策のための保険補償関係。 文化財とみなされたものについて全国的な特約補償保険を検討してはどうか。	無	個々の文化財について、必要とされる保険は異なるため、文化財としての保険ではなく、現存の盗難被害の補償保険での対応となると考えます。

30	その他	県の大綱や国に登録制度にも税制優遇措置が記載されている。市の文化財全体・未指定文化財リスト掲載物件にも税制優遇措置を考慮すべき。	無	三重県の大綱については、独自の制度ではなく国の制度の紹介が記載されています。 市での独自措置は困難であり、御意見として承ります。
31	その他	このような計画・事業については、補助金や補償保険などの安全対策などの行政支援が必要。それにより、未指定文化財の所有者からの協力が得られるのではないか。	無	行政支援について、意見No.18、28 等で回答したとおりです。
32	その他	計画と関係ないが、令和10年の大黒屋光太夫没後200年には三重県立博物館での展覧会を期待する。	無	御意見として承ります。